高千穂保健所 衛生環境課

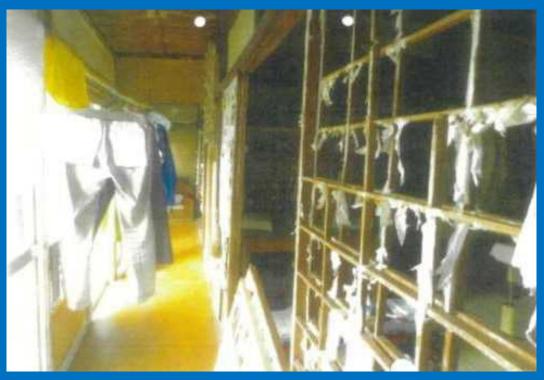
- ●近年、高齢化に伴い新たに発生した、動物に関連する問題
- (1)多頭飼育崩壊問題
- (2)飼い主の死去・入院・入所によるペットの放置

突然の

これらは「動物の問題」として捉えられがちであったが、動物の飼育状況の悪化だけでなく、飼い主の生活の質の低下や、悪臭・衛生問題といった地域の問題まで含めた広がりを持つ

- (1)多頭飼育崩壊問題
 - ①飼い主の生活状況の悪化 生活困窮や社会的孤立、疾病、適切な判断力不足等
 - ②動物の状態の悪化 十分なエサが与えられない、病気やケガ、無秩序な繁殖
 - ③周辺の生活環境悪化 悪臭、害虫(ノミ・ダニ、ネズミ、ハエ等)の発生



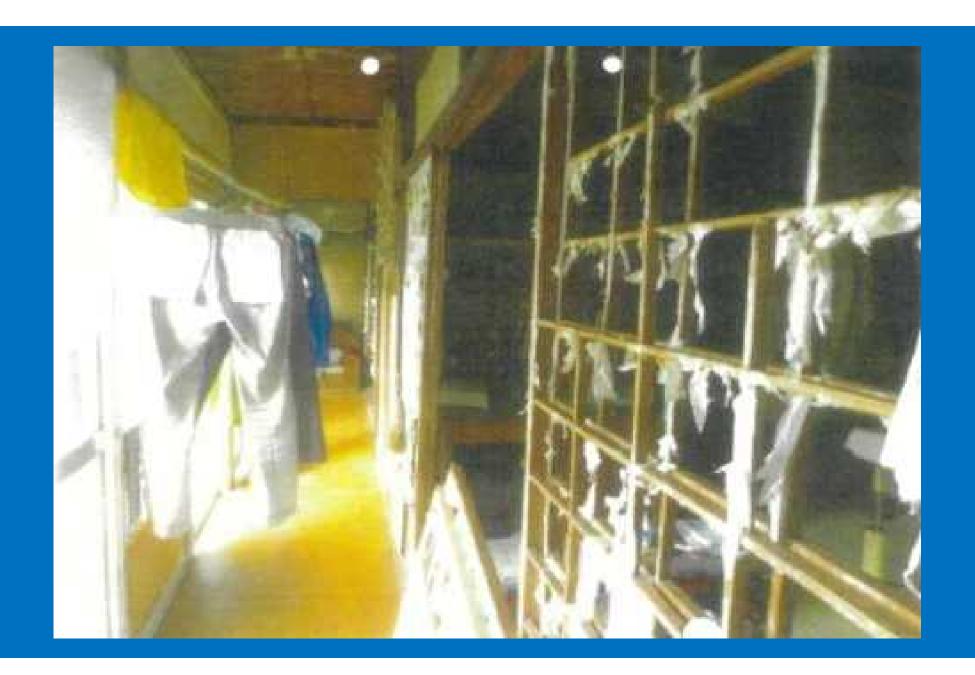


ゴミに埋め尽くされた人と猫の居住空間

多頭飼育崩壊現場

猫により破壊され尽くした居住内









清掃後

ペットと暮らす シルバー世代の皆様へ



ペットの寿命は約15年。万が一自分が病気などになっ てしまったら?事前に考えてみましょう!

いまどきのペットの飼い方

大切なペットのために 飼い主に求められること



- ・室内で飼うことが基本です。
- ・繁殖力が強いので、必ず不妊去勢手術をしましょう。
- ・飼い主が誰か分かるように名札やマイクロチップ(MC) の装着をしておきましょう。





- ・毎日の散歩やしつけが必要です。
- ・飼い主には市町村への飼い犬の登録と毎年の狂犬病 予防注射等が義務づけられています。
- ・不妊去勢手術や鑑札、注射済票、MC等の着用も必要です。



飼う前にチェックしましょう!

- ①ペットの世話に毎日時間をかけ られますか?
- ②ペットを飼える住まいですか?
- 3 世話をする体力や飼い続ける お金はありますか?



(一般社団法人 ベットフード協会)

不測の事態に備えて事前に準備しましょう!

- ●一時的な預かり先を見つけておきましょう
- ・家族、友人、近所の人など、いつも会っている人ならペットも安心です。
- ●かかりつけの動物病院を作りましょう
- ・歩いて诵える距離や诵いやすい場所がいいでしょう。
- ・普段から検診などで信頼関係を築きましょう。
- ・一時的な預かりができる場合もあります。
- ●ペットホテルやペットシッターを調べておきましょう。
- ・事前に探して、試しに短期間で利用してみましょう。
- ●基本的なしつけをしておきましょう
- ・トイレのしつけ
- ケージの中でおとなしくできる
- ●ペットを清潔にしておきましょう。
 - ノミやダニの予防
 - ワクチン接種

 - · 寄生虫の駆除
- ●ペットの健康手帳を作りましょう
- ・ワクチン接種などの記録をつけると緊急時に便利です。

困ったときは?

- ・県では、犬猫の新しい飼い主さん探しをお手伝いしています。
- ・最寄りの保健所や動物愛護センターでは、ペットの飼養に関する相 談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

預ける時に必要です。

0987-23-3141

0983-22-1330 0 9 8 2 - 5 2 - 5 1 0 1 0 9 8 2 - 3 3 - 5 3 7 3 0 9 8 2 - 7 2 - 2 1 6 8 0 9 8 5 - 8 4 - 2 6 0 0

みやざき動物愛護センター(県) (綾町、国富町の方) みやざき動物愛護センター(市) (宮崎市の方)

みやざきドッグ愛ランド http://dog.pref.miyazaki.lg.jp

考えてみましょう

- 寿命 (飼主とペット)
- ・世話をする体力 と金銭と時間
- ・不測の事態時の 預かり先
- ・基本的なしつけ etc.



突然の

- (2)飼い主の死去・入院・入所によるペットの放置問題となること:
 - ・ペットは飼い主の所有財産であるため、保健所が勝手に (同意無く)保護できない
 - ・動愛法により「飼主には、ペットがその命を終えるまで飼養責任」が求められ、「引取を求める相当事由が無いと認められる場合」は、県は「その引取を拒否できる」とある

突然の

- (2)飼い主の死去・入院・入所によるペットの放置事前対策として:
 - ・<u>独居高齢者</u>のペット飼育に関する、役場内での福祉部門と動物管理部門との情報共有
 - ・ペットを理由に入院・入所を拒否している高齢者の両部門 の情報共有
 - →特に多頭飼育の場合は、早めに保健所への一報を

●他機関連携:関連する分野と行政機関

- ・【社会福祉関連】社会福祉部局、保健所、福祉事務所、地域包括支援 センター、精神福祉保健センター社会福祉協議会など
- ・【動物管理関連】動物管理関連部局、保健所、動物愛護管理センター、 獣医師会、動物愛護ボランティア、動物愛護推進員など
- ・【その他】生活環境部局、住宅部局、医療機関、警察署、<u>住宅管理</u> 者、自治会・町内会、近隣住民、飼い主の親族など